

廃棄物処理施設整備事業【事業方式別】比較評価検討資料

| 区分                  |                  | 【CASE①】忠岡町単独処理方式<br>(公設民営)                                | 【CASE②】広域処理方式<br>(組合加入または組合への処理委託)                                   | 【CASE③】公民連携協定方式<br>(民設民営)   |
|---------------------|------------------|---|--|---|
| 施設概要                | 施設規模             | 20t/日   | 300t/日[想定] (忠岡町からの搬出量: 20t/日)  | 200t/日  |
|                     | 処理対象物            | 一般廃棄物   | 一般廃棄物  | 一般廃棄物 (20t/日) + 建設廃材等産業廃棄物 (180t/日)                               |
|                     | 施設の管理運営・処理       | 公共の資金で施設を整備し、民間に施設の管理運営及び処理                               | 近隣の一部事務組合に参入または処理を委託   | 民間が設立したSPCの資金で施設を整備・管理運営し、公共                                      |
|                     | 施設の管理運営          | 民間企業体   | 組合   | SPC (特別目的会社) ※1   |
|                     | 施設運営期間           | 32年間 (15年目で基幹改良工事あり)                                      | 32年間 (15年目で基幹改良工有り)  | 30年間  |
| 地域貢献                | 雇用創出の可能性         | 26名程度   | なし   | 30名程度   |
|                     | 発電電力の地域電源活用      | 不可  | 余剰電力は、施設外利用が可能であるが、立地的に忠岡町内で活用することは難しい。                              | 発電した電力の一部を場内消費し、残った余剰電力を地域電源として、地域で有効活用することが可能                    |
|                     | 財源確保             | 不可  | 不可   | 域外から搬入される廃棄物に対して負担金を徴収し、地域創生の原資とすることが可能                           |
|                     | 産業系循環型資源廃棄物の受入理解 | 不要  | 不要   | 必要  |
| 経済性                 | 補助金・交付金          | 循環型社会形成推進交付金の交付要件 (人口5万人以上もしくは面積4万m <sup>2</sup> 以上) 適用外  | 循環型社会形成推進交付金 (1/3~1/2)   | 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (高効率エネルギー回収設備の全額またはプラント整備費の1/3)                |
|                     | 起債 (借金) 適用       | あり  | あり (交付税措置あり)   | なし  |
|                     | 施設建設費の負担         | 公共  | 公共 (分担金)   | 民間  |
|                     | 施設維持管理費の負担       | 公共  | 公共 (分担金)   | 民間  |
|                     | 収集運搬費            | 現状と変わらない  | 現状より増大する   | 現状と変わらない  |
|                     | 売電収入             | なし  | 組合の収入  | SPCの収入  |
|                     | 税金               | 運営は民間であり、法人町民税等の税金が見込める                                   | 忠岡町外施設につき法人税等の徴収は見込めない   | 施設の所有・運営は民間であり、固定資産税・法人町民税等の税金が見込める                               |
|                     | 長期的な財政計画の立案      | 維持管理・補修費等の変動は平準化されるが、供用開始後約15年で基幹改良工事が必要になり、大幅な財政支出が予想される | 委託処理または分担金支出のため、ごみ処理費は平準化でき、長期的な財政計画の立案が可能 (ただし、社会情勢、景気変動等により契約変更あり) | 委託処理のため、ごみ処理費を平準化できることから、長期的な財政計画の立案が可能 (ただし、社会情勢、景気変動等により契約変更あり) |
| 負担金の徴収 (域外からの廃棄物搬入) | 不可               | 不可  | 可能   |   |
| 監視                  | 経営状況             | 公共から契約に応じた収入があるため、安定した経営が可能                               | 公共運営につき安定した経営が可能   | 公共から契約に応じた収入があるが、産業系循環型資源廃棄物を安定的に確保し、経営を健全に維持する必要がある              |
|                     | 運転管理・維持管理        | 専門的知見および実績を有している業者による管理が可能                                | 専門的知見および実績を有している業者による管理が可能   | 専門的知見および実績を有している業者による管理が可能  |
|                     | モニタリング           | 公共が運転管理のモニタリングを行い、その結果を公表することにより、安全性や透明性を確保               | 組合議会で運転状況及び予算決算状況を確認   | 公共がSPCの経営および運転管理のモニタリングを行い、その結果を公表することにより、SPCの透明性を確保              |
|                     | 搬入車両             | 現状と変わらない  | 現施設への搬入車両はなし   | 現状 + 産業系循環型資源廃棄物搬入車両  |
|                     | 産業系循環型資源廃棄物の受入   | 不要  | 不要   | 要監視   |

| 区分       |                             | 【CASE①】 忠岡町単独処理方式<br>(公設民営)                                  | 【CASE②】 広域処理方式<br>(組合加入または組合への処理委託) | 【CASE③】 公民連携協定方式<br>(民設民営)        |       |  |       |    |
|----------|-----------------------------|--|-------------------------------------|-----------------------------------|-------|--|-------|----|
| 人口減・ごみ量減 | 施設の安定稼働                     | 人口の減少等によるごみ量の減少により、施設の安定稼働が不可能となった場合、施設の稼働日数を短縮するなどの措置が必要となる | △                                   | 人口の減少等によるごみ量の減少により、焼却するごみ量を調整して対応 | ○     | 人口の減少等による一般廃棄物の減少に応じて、産業系循環型資源廃棄物を受け入れることにより安定稼働が可能となる                       | ◎     |    |
|          | 処理費/委託費の変動                  | 人口の減少等に伴い一般廃棄物は減少するが、契約締結時の委託費を支払うこととなる(処理単価が高くなる)           | △                                   | 組合の方針による                          | ○     | 人口の減少等に伴う一般廃棄物の減少を建設廃材等産業廃棄物で補うため、一般廃棄物の量に応じて委託費を支払うことが可能となり、委託費が安価になる可能性がある | ◎     |    |
|          | 発電量・売電収入の変動                 | 発電不可   | △                                   | 一般廃棄物量の減少に伴い、発電量も減少することが見込まれる     | ○     | 一般廃棄物の減少量を建設廃材等産業廃棄物で補うため、発電量を維持することが可能となることから、SPCの売電収入は変わらない                | ◎     |    |
| 国の施策     | 廃棄物エネルギーによる                 | 不可   | △                                   | 組合の方針による                          | ○     | 可能   | ◎     |    |
|          | 地域循環共生圏の実現化 ※3              | 不可   | △                                   | 組合の方針による                          | ○     | 可能   | ◎     |    |
|          | 防災拠点                        | 不可   | △                                   | 組合の方針による                          | ○     | 可能   | ◎     |    |
|          | 災害廃棄物の処理能力<br>(災害復興への迅速な対応) | 処理規模の10%程度の処理能力アップが可能<br>(最大2t/日)                            | △                                   | 新施設の処理能力による                       | ○     | 発災後に建設廃材等産業廃棄物受入を停止し処理することが可能<br>(最大180t/日)                                  | ◎     |    |
| 評価       | 評価結果・構成率                    | ◎ 優れている  | 20.0%                               | 5                                 | 36.0% | 9  | 68.0% | 17 |
|          |                             | ○ 普通   | 24.0%                               | 6                                 | 36.0% | 9  | 16.0% | 4  |
|          |                             | △ やや劣る   | 56.0%                               | 14                                | 28.0% | 7  | 16.0% | 4  |

- ※1 SPC(特別目的会社) ..... 本事業を実施することのみを目的として設立される事業会社。プロジェクトから生み出される利益で事業を行うことにより、出資者等の財務状況等に左右されることなく事業の独立性を保ちます。
- ※2 SDGs(持続可能な開発目標) ... 2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すこととして日本も積極的に取り組んでいます。
- ※3 地域循環共生圏 ..... 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されています。